

静岡市境界確定事務処理要綱

静岡市境界確定事務処理要綱（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）に基づき静岡市が管理する公共用財産が所在する土地の境界の確定に係る事務及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号。以下「県条例」という。）第2条第1項の規定に基づき静岡市が処理することとされた県条例別表第1の104の項から106の項までに掲げる事務（以下「境界確定事務」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（境界確定の申請）

第2条 公有地（道路法、河川法及び静岡市法定外公共物管理条例に基づき静岡市が管理する公共用財産が所在する土地又は県条例別表第1の104の項から106の項までに掲げる事務に係る国道若しくは河川に係る土地をいう。以下同じ。）に隣接する土地を所有する者（国又は地方公共団体を除く。）は、市長に対し、当該土地と公有地の境界の確定（以下「境界確定」という。）を申請することができる。この場合において、当該土地が共有物であるときは、共有者全員が申請しなければならない。

2 前項の規定により境界確定の申請をしようとする者は、境界確定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）案内図（当該申請に係る土地（以下「申請地」という。）の位置を明示した図であって、縮尺1,000分の1から5,000分の1までのものをいう。）
- （2）当該申請をしようとする者の印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書をいい、申請する日の前3月以内に作成されたものに限る。）
- （3）申請地の登記事項証明書（申請する日の前3月以内に作成されたものに限る。）
- （4）隣接地所有者等一覧表（隣接地（申請地に隣接する土地をいう。以下同じ。）の所有者、対側地（申請地に隣接する公有地の反対側に隣接する土地をいう。以下同じ。）の所有者その他申請地に係る境界確定に関し利害関係を有する者の一覧表をいう。（様式第2号）
- （5）申請地に係る公図の写し（公図に縮尺、方位、転写日を記載し、転写した者が記名押印したもので、申請する日の前3月以内に作成されたものに限る。）
- （6）申請地の地積測量図（不動産登記令（平成16年政令第379号）第2条第3号の地積測量図

その他の一筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面をいい、縮尺250分の1から500分の1までのものに限る。)

(7) 実測平面図(縮尺250分の1から500分の1までのものに限る。)

(8) 道路及び河川等の横断面図(縮尺50分の1から100分の1までのものに限る。)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 第1項の規定により境界確定の申請をした者(以下「申請者」という。)の相続人その他の一般承継人又は申請者から当該申請に係る土地の所有権を取得した者は、地位承継届(様式第3号)を市長に提出して、申請者が有していた当該申請に基づく地位を承継することができる。

4 市長は、申請者が第1項の規定による境界確定の申請を取り下げた場合は、申請者から提出された境界確定申請書及び添付された書類を返戻するものとする。

(申請の審査及び現地立会の実施)

第3条 市長は、前条第2項の規定により境界確定申請書が提出された場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、申請者に境界確定申請書又は添付された書類の補正を求めるものとし、申請が適当であると認めるときは、現地立会(申請者、隣接地の所有者、対側地の所有者その他申請地に係る境界確定に関し利害関係を有する者を申請地において立ち会わせて、境界を確認することをいう。以下同じ。)を行う旨を申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、隣接地の所有者、対側地の所有者その他申請地に係る境界確定に関し利害関係を有する者に対し、申請地における立会いを求めなければならない。ただし、対側地の所有者のうち、申請地に隣接する公有地の状況により立ち会わせる必要がないと市長が認める者については、この限りでない。

(境界確定等)

第4条 申請者は、前条第1項の規定による現地立会をしたときは、境界確定書(様式第4号)及び境界確定図(第2条第2項第5号から第8号までに掲げる書類に境界線を朱書きし、立会日及び境界標の位置を記載したものに、申請者が署名し、及び実印を押印し、並びに申請地において立ち会った隣接地の所有者、対側地の所有者その他申請地に係る境界確定に関し利害関係を有する者が署名又は記名押印したものをいう。以下同じ。)を市長に2部提出しなければならない。この場合において、申請者は、遅滞なく申請地に境界標を設置しなければならない。

2 市長は、前項の規定により境界確定書及び境界確定図が提出された場合はその内容を審査し、境界確定をすることが適当であると認めるときは、境界確定通知書(様式第5号)によ

り申請者に通知するものとする。

(境界が確定しない場合の取扱い)

第5条 市長は、第2条第1項の規定による境界確定の申請の日から6月を経過しても境界確定をすることができないと認めるときは、申請者の意思を確認した上で、申請者から提出された境界確定申請書及び添付された書類を返戻することができる。

(境界確定の協議の申出)

第6条 国又は地方公共団体は、市長に対し、境界確定の協議を申し出ることができる。

2 前項の規定により境界確定の協議の申出をしようとする国又は地方公共団体は、境界確定協議申出書(様式第6号)に第2条第2項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第2条から前条までの規定は、第1項の規定による境界確定の協議の申出について準用する。

(境界確定に係る証明書)

第7条 境界確定がされた公有地に隣接する土地(境界確定によって確定された境界線で隣接する土地に限る。)を所有する者は、境界確定証明書交付申請書(様式第7号)に第2条第2項各号に掲げる書類(同項第4号に掲げる書類を除く。)を添付し、市長に提出して、境界確定に係る証明書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による境界確定に係る証明書の交付の申請があったときは、境界確定証明書(様式第8号)に第2条第2項第5号から第8号までに掲げる書類に境界線を朱書きしたものを添えて、交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、境界確定事務の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

境界確定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者	住所	{ 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }	実印
	氏名		
	電話番号		

静岡市境界確定事務処理要綱第2条第1項の規定により、次のとおり公有地に隣接する土地と公有地の境界の確定を申請します。

1 申請地 静岡市

2 境界確定に係る公有地 静岡市

3 境界を確定する公共物の種類及び名称

（1）種 類 市道・県道・国道・準用河川・1級及び2級河川・法定外公共物

（2）名 称

4 申請の理由 地積更正・分筆登記・売買・その他（ ）

5 都市計画区域の区分 内 ・ 外

6 借地人・借家人等の有無 有 ・ 無

7 添付図書

（1）案内図

（6）公図の写し

（2）委任状

（7）地積測量図

（3）印鑑証明書

（8）実測平面図

（4）登記事項全部証明書

（9）道路及び河川等の横断面図

（5）隣接地所有者等一覧表

（10）その他（ ）

様式第2号（第2条関係）

隣接地所有者等一覧表

	所在地	公簿地目	公簿地積	所有者住所	所有者氏名	備考
隣 接 地						
対 側 地						
利 害 関 係 人				住所	氏名	備考

(注)

- 1 所在地には隣接地、対側地等の所在する公図上の地番を記入すること。
- 2 所有者の現住所が登記事項全部証明書の住所と異なる場合は、所有者住所の欄上段に登記事項全部証明書の住所を、下段に現住所を記入すること。
- 3 隣接地又は対側地が共有物である場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入し、備考欄にその持分を記入すること。
- 4 利害関係人については、備考欄に利害関係を有する理由を記入すること。

様式第3号（第2条関係）

地位承継届

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	{ 法人にあっては、その主 たる事務所の所在地 法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名 }	実印
届出者 氏名		
電話番号		

静岡市境界確定事務処理要綱第2条第1項の規定により境界確定の申請をした者が有して
いた当該申請に基づく地位を承継するので、次のとおり届け出ます。

1 受付年月日 年 月 日

2 受付番号 第 号

3 申請地 静岡市

4 地位の承継の原因

（注）登記事項全部証明書、印鑑登録証明書、委任状その他の地位の承継を証明するものを
添付すること。

様式第4号（第4条関係）

境界確定書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }
電話番号 (実印)
又は職印

1 申請地 静岡市

2 実測平面図・地積測量図 S=1/〇〇〇 別図のとおり

3 横断面図 S=1/〇〇〇 別図のとおり

4 立会年月日 年 月 日

5 承諾 申請地の土地と公有地との境界は現地及び図面に表示されたとおり
異議ありません。

6 申請地、隣接地、対側地の土地所有者及び利害関係人

土地の所在	左 の 土 地 所 有 者		
	住 所	氏 名	印
申請地 〇〇〇番			申請地は実印、 それ以外は不要
隣接地 〇〇〇番			
対側地 〇〇〇番			
利害関係人 〇〇〇番			

様式第5号（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

境界確定通知書

年 月 日付けで確定の申請があった公有地に隣接する土地と公有地の境界については、次のとおり確定したので、通知します。

1 申請地 静岡市

2 境界確定に係る公有地 静岡市

3 境界を確定する公共物の種類及び名称

（1）種 類 市道・県道・国道・準用河川・1級及び2級河川・法定外公共物

（2）名 称

4 確定した境界 別添の境界確定図に朱書きされた境界線のとおり

様式第6号（第6条関係）

境界確定協議申出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

申出者 名称

代表者職・氏名

公印

所在地

担当者 所属

職・氏名

電話番号

所在地

受託者 名称

代表者職・氏名

職印等

静岡市境界確定事務処理要綱第6条第1項の規定により、次のとおり公有地に隣接する土地と公有地の境界の確定の協議を申し出ます。

1 申出地 静岡市

2 境界確定に係る公有地 静岡市

3 境界を確定する公共物の種類及び名称

（1）種 類 市道・県道・国道・準用河川・1級及び2級河川・法定外公共物

（2）名 称

4 申出の理由 地積更正・分筆登記・売買・その他（ ）

5 都市計画区域の区分 内 ・ 外

6 借地人・借家人等の有無 有 ・ 無

7 添付図書

- (1) 案内図
- (2) 登記全部事項証明書
- (3) 隣接地所有者等一覧表
- (4) 公図の写し
- (5) 地積測量図
- (6) 実測平面図
- (7) 道路及び河川等の横断面図
- (8) その他 ()

様式第7号（第7条関係）

境界確定証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	{ 法人にあっては、その主 たる事務所の所在地 法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名 }	実印
申請者 氏名		
電話番号		

静岡市境界確定事務処理要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公有地に隣接する土地と公有地の境界の確定に係る証明書の交付を申請します。

1 申請地 静岡市

2 境界確定に係る公有地 静岡市

3 境界を確定した公共物の種類及び名称

（1）種 類 市道・県道・国道・準用河川・1級及び2級河川・法定外公共物

（2）名 称

4 申請の理由 地積更正・分筆登記・売買・その他（ ）

5 確定年月日 年 月 日（ 第 号）

6 証明書交付部数 部

7 添付図書

（1）案内図

（5）公図の写し

（2）委任状

（6）実測平面図

（3）印鑑証明書

（7）道路及び河川等の横断面図

（4）登記事項全部証明書

（8）その他（ ）

様式第8号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

境界確定証明書

公有地に隣接する土地と公有地の境界が 年 月 日（ 第 号）に次の
とおり確定したことを証明します。

1 申請地 静岡市

2 境界確定に係る公有地 静岡市

3 境界を確定した公共物の種類及び名称

（1）種 類 市道・県道・国道・準用河川・1級及び2級河川・法定外公共物

（2）名 称

4 確定した境界 別添の境界確定図に朱書きされた境界線のとおり